掛川市教育委員会規則第２号

　掛川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月27日

掛川市教育委員会教育長

（別紙）

掛川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第９号を削り、第10号を第９号とし、第11号を第10号とする。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。